

# 河川法第4条第1項の 一級河川の指定等について

---

水管理・国土保全局  
水 政 課

令和6年6月12日

# 河川の管理区分について

**一級河川** ※ 河川管理者は、国土交通大臣  
国土保全上又は国民経済上特に重要な水系に係る河川。国土交通大臣が指定。

**指定区間外（直轄管理区間）**（国土交通大臣管理）  
一級河川の中でも重要度の高い区間。

**指定区間**（一部の管理事務を都道府県知事又は政令指定都市の長が行う。）  
国土交通大臣が指定。

**二級河川** ※ 河川管理者は、都道府県知事又は政令指定都市の長  
一級水系以外の公共の利害に重要な関係のある水系に係る河川。都道府県知事が指定。

**準用河川**（市町村長管理）  
一級河川及び二級河川以外の河川から市町村長が指定。河川法が準用される。

**普通河川**（市町村長管理）  
一級河川、二級河川及び準用河川以外の河川で、河川法の適用を受けない公共物として管理。

# 一級河川指定等の根拠条文

## 河川法(抄)

(一級河川)

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川(公共の水流及び水面をいう。以下同じ。)で国土交通大臣が指定したものをいう。

2 国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

4 前二項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

## (参考) 一級河川の指定にあたっての考え方

一級河川とは、一級水系に係る河川の区間のうち、河川の形状、流域の地形、土地利用などを踏まえて、一体として管理する必要がある区間を指定している。

具体的には、次の1～4のようなものを指定をしている。

- 1 河川のはん濫によりその流域の市街地等に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、整備の必要がある区間
- 2 当該水系の河川の流水、水質等に影響を与えるおそれのある貯留、取水等が行われる区間
- 3 整備又は保全が必要な貴重な自然環境、優れた景観等がある区間
- 4 河川の管理に必要なダムその他の河川管理施設が存する区間及び当該区間と一体として管理を行う必要がある区間

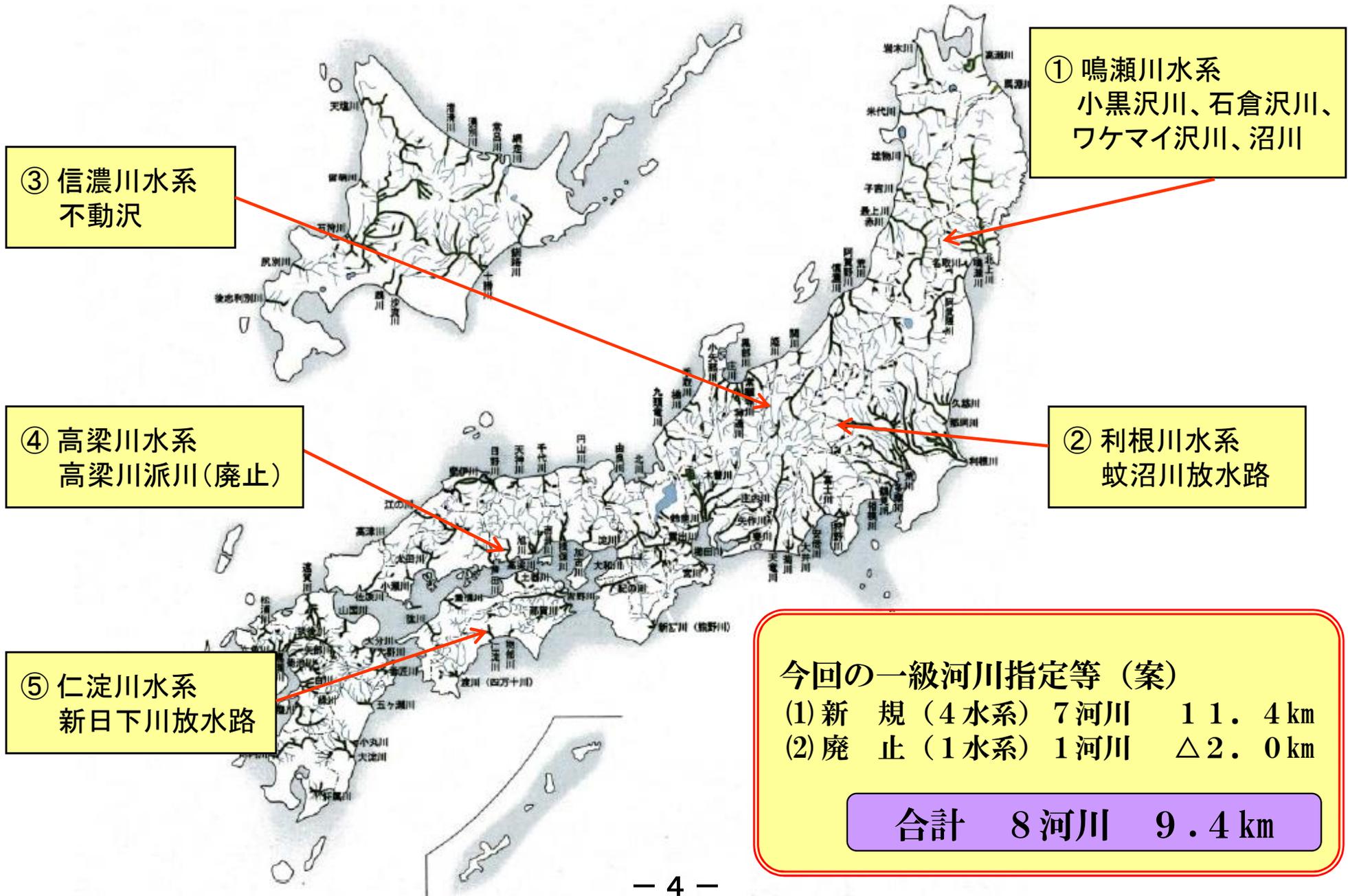
※1 既に指定済みの区間において、流路の変更、一体として管理する区間の変更等の事情がある場合には、上下流端の変更等を行っている。

平成24年10月30日開催  
河川分科会資料より

※2 河川の名称変更は、地元自治体から要望があって、変更後の名称に係る歴史的根拠や地域の合意形成の状況等が確認された場合に行っている。

令和2年6月30日開催  
河川分科会資料より

# 一級河川指定等(案)の全国位置図



こぐろさわがわ いしくらさわがわ わけまいさわがわ ぬまかわ  
①鳴瀬川水系小黒沢川、石倉沢川、ワケマイ沢川、沼川

## 河川指定等の概要

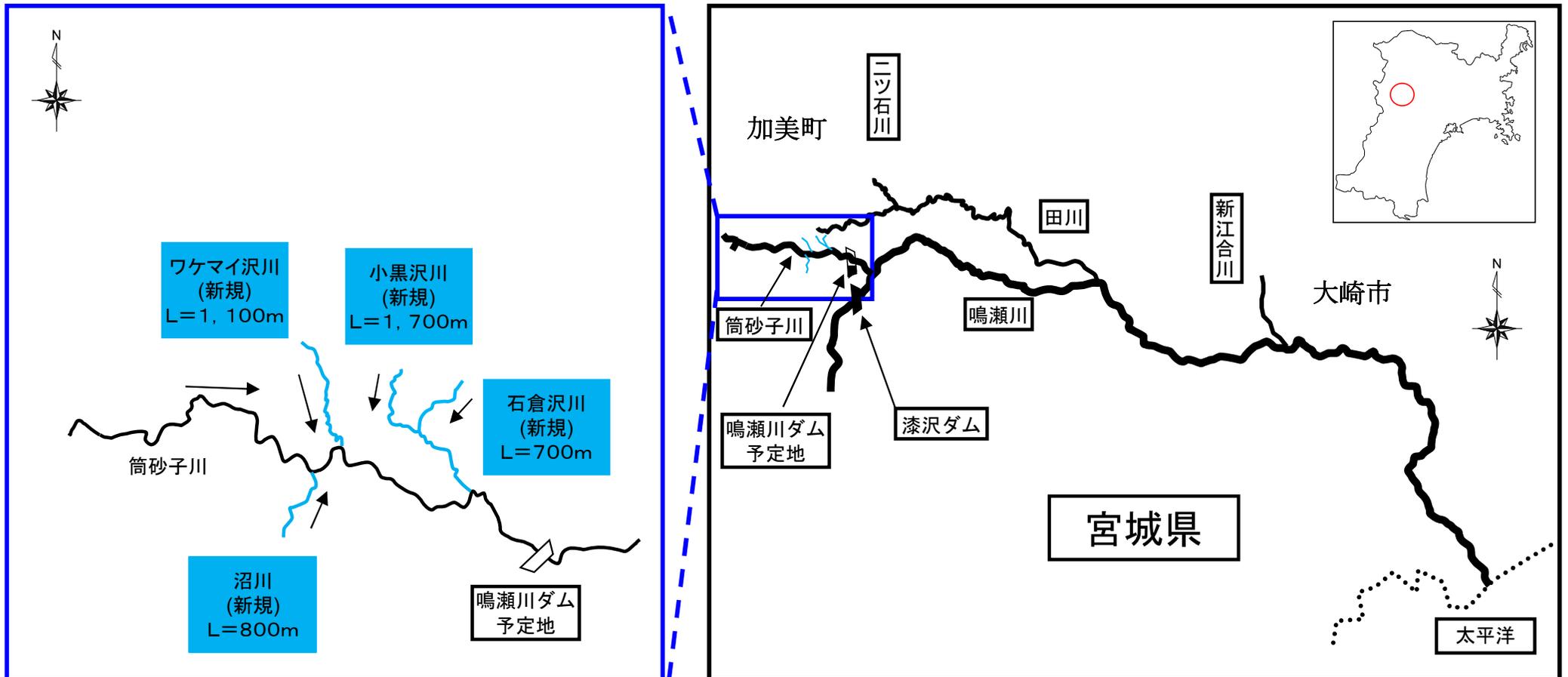
鳴瀬川総合開発事業は、平成4年度に実施計画調査に着手し、平成29年度から建設事業を実施している。令和2年度にダム基本計画の策定により鳴瀬川ダムの堤体の高さが決定し、鳴瀬川ダムにかかる影響範囲が令和5年度に確定したことから、ダムの影響が及ぶ河川の区間について一級河川の指定（新規）を行うものである。

※指定にあたっての考え方：「4. 河川管理施設と一体として管理を行う区間」

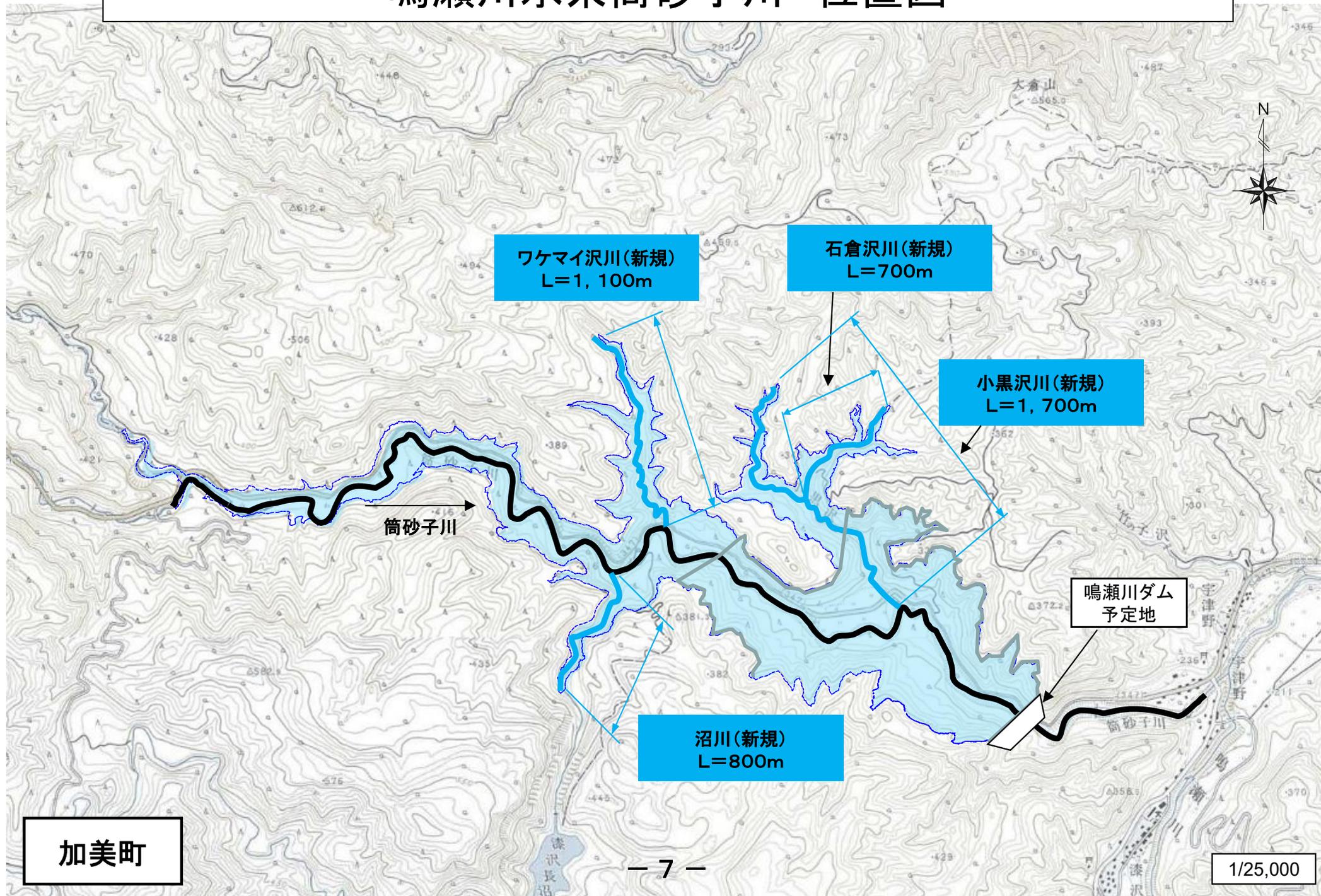
～小黒沢川、石倉沢川、ワケマイ沢川、沼川の経緯～

- ・平成 4年度 鳴瀬川総合開発事業実施計画調査着手
- ・平成 28年度 鳴瀬川水系河川整備計画（ダムの諸元等）の変更
- ・平成 29年度 鳴瀬川総合開発事業建設事業着手
- ・令和 2年度 ダム基本計画策定
- ・令和 6年度 一級河川の指定（新規）

# 鳴瀬川水系略図(筒砂子川)



# 鳴瀬川水系筒砂子川 位置図



加美町

かぬまがわほうすいろ  
②利根川水系蚊沼川放水路

### 河川指定等の概要

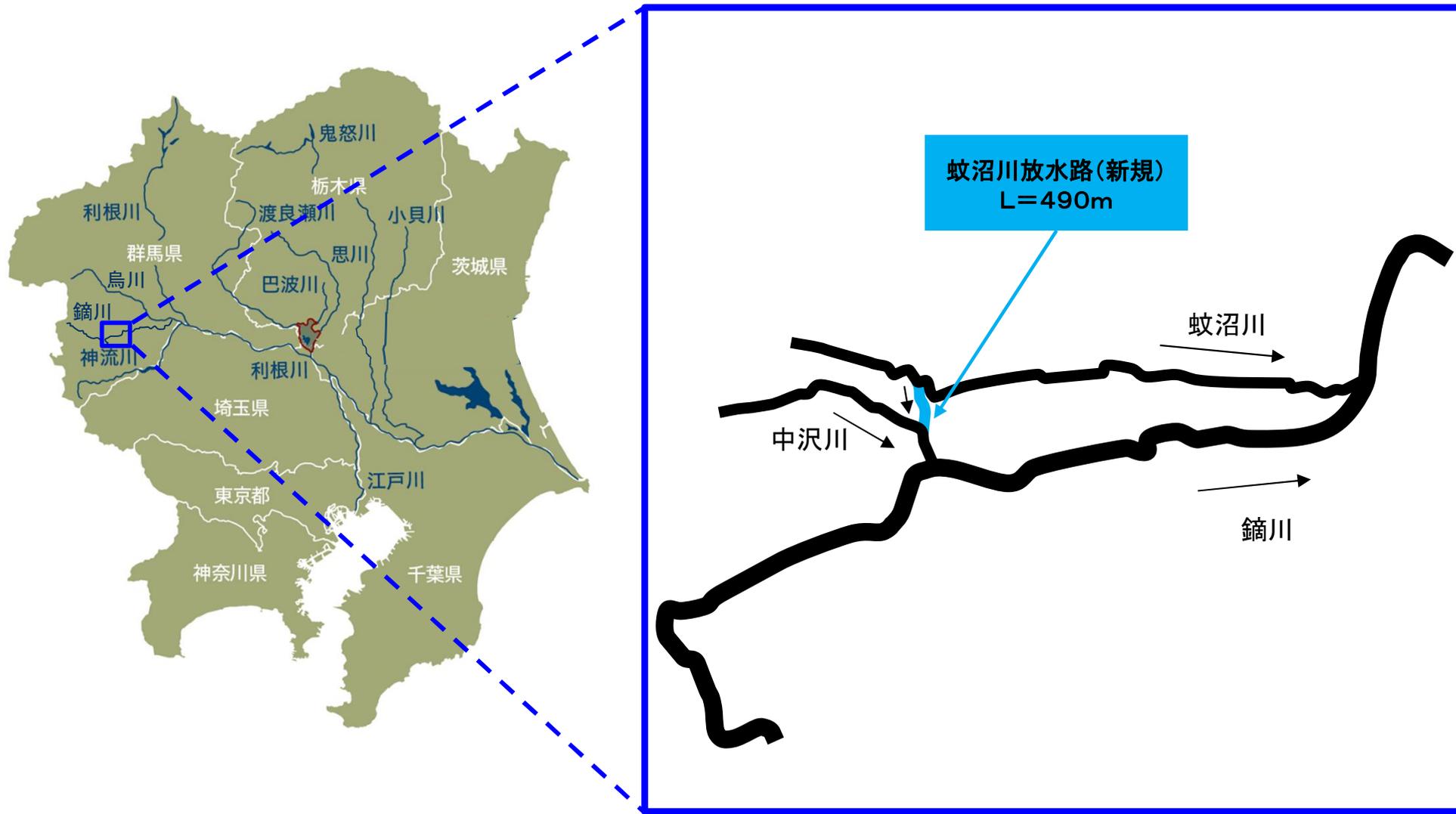
群馬県富岡市の利根川水系蚊沼川では、度々発生する洪水対策として、平成27年度より広域河川改修事業に着手し、浸水被害の防止対策を実施している。本事業により、洪水の一部を中沢川へ流下させるための放水路整備を進め、令和6年度に概成したことから、一級河川の指定(新規)を行うものである。

※指定にあたっての考え方:「4. 河川管理施設が存する区間」

#### ～蚊沼川放水路指定の経緯～

- ・平成10年台風5号、平成11年豪雨により家屋浸水等の被害が発生
- ・平成27年度 蚊沼川広域河川改修事業着手
- ・令和6年度 蚊沼川放水路概成
- ・令和6年度 一級河川の指定(新規)

# 利根川水系略図(蚊沼川放水路)



# 利根川水系蚊沼川放水路 位置図



### ③信濃川水系不動沢ふどうざわ

#### 河川指定等の概要

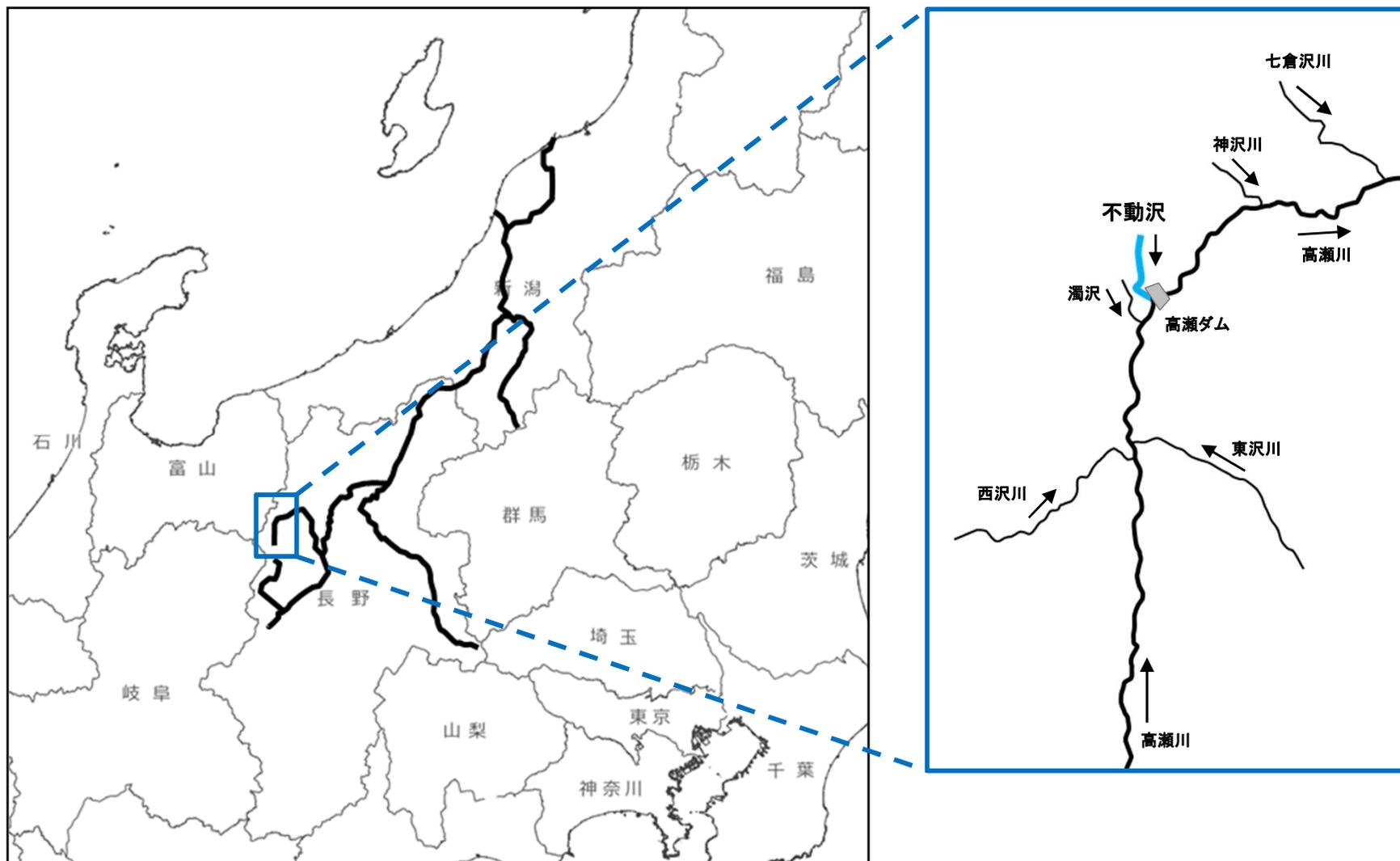
大町ダム等再編事業は、利水ダムに洪水調節容量を確保し、既設の直轄ダムと連携して洪水被害の軽減を図る計画である。当該事業のうち、令和6年度よりダム貯水池へ流入する不動沢の土砂を管理する河川管理施設（恒久堆砂対策施設）の整備を予定しているため、必要区間について、一級河川の指定（新規）を行うものである。

※指定にあたっての考え方：「4. 河川管理施設が存する区間」

#### ～不動沢指定の経緯～

- ・平成27年度 実施計画調査着手
- ・令和元年度 信濃川水系河川整備計画変更（大町ダム等再編事業を明記）
- ・令和2年度 建設事業着手
- ・令和6年度 一級河川の指定（新規）
- ・令和6年度 河川管理施設工事着手（予定）

# 信濃川水系略図(不動沢)



# 信濃川水系不動沢 位置図



## ④高梁川水系高梁川派川

### 河川指定等の概要

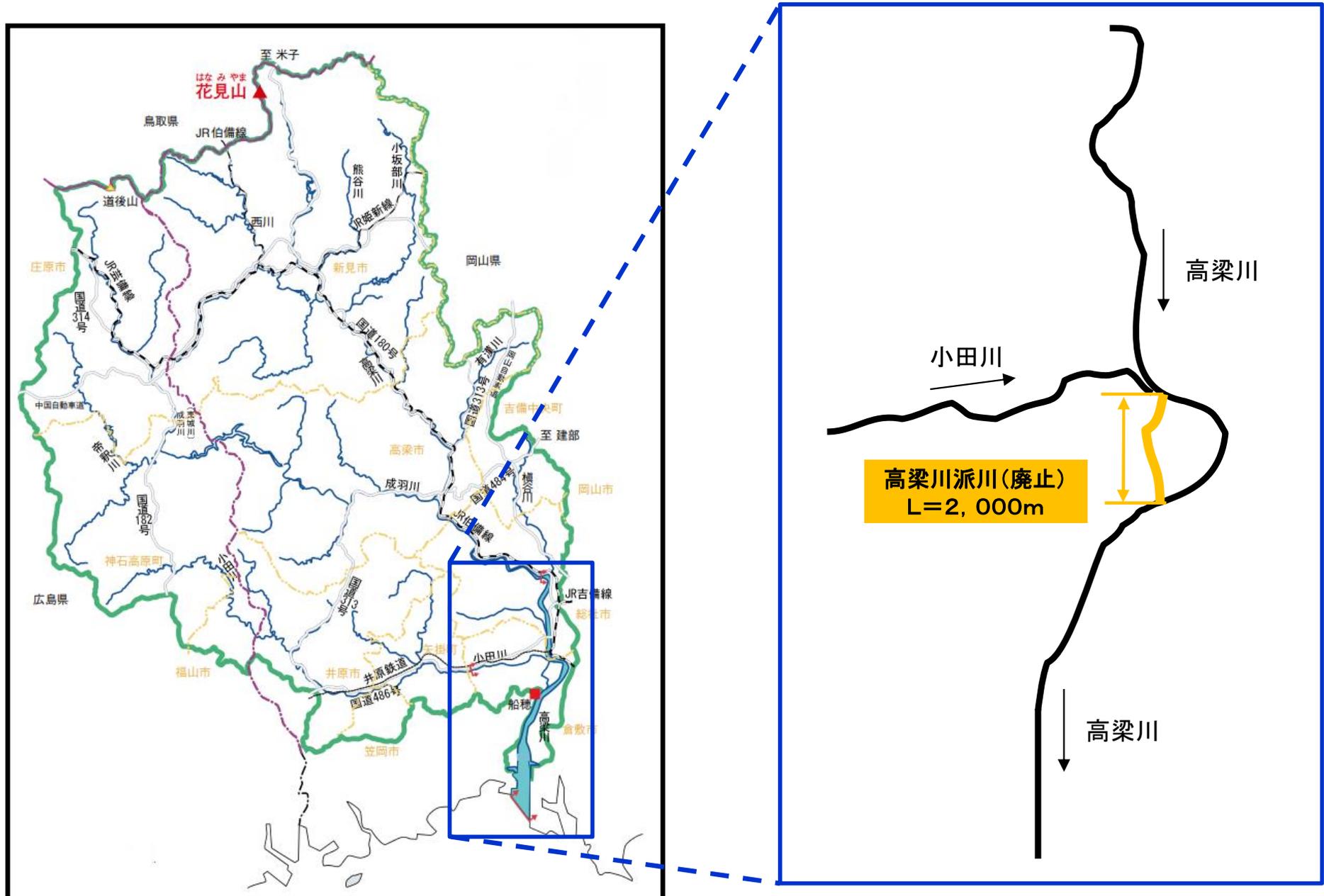
岡山県倉敷市の高梁川水系小田川流域では、平成26年度より、小田川が高梁川と合流する位置を高梁川派川を活用して下流に付替えることにより、小田川沿川地域及び倉敷市街地における氾濫危険度を低減させる、小田川合流点付替え事業に着手している。平成30年7月豪雨により甚大な被害が発生したことから、再度災害防止のため当該事業を前倒していたところ、令和5年度に完了したことから、一級河川の廃止を行うものである。

※指定にあたっての考え方:「※1. 河川工事に伴う河川の廃止」

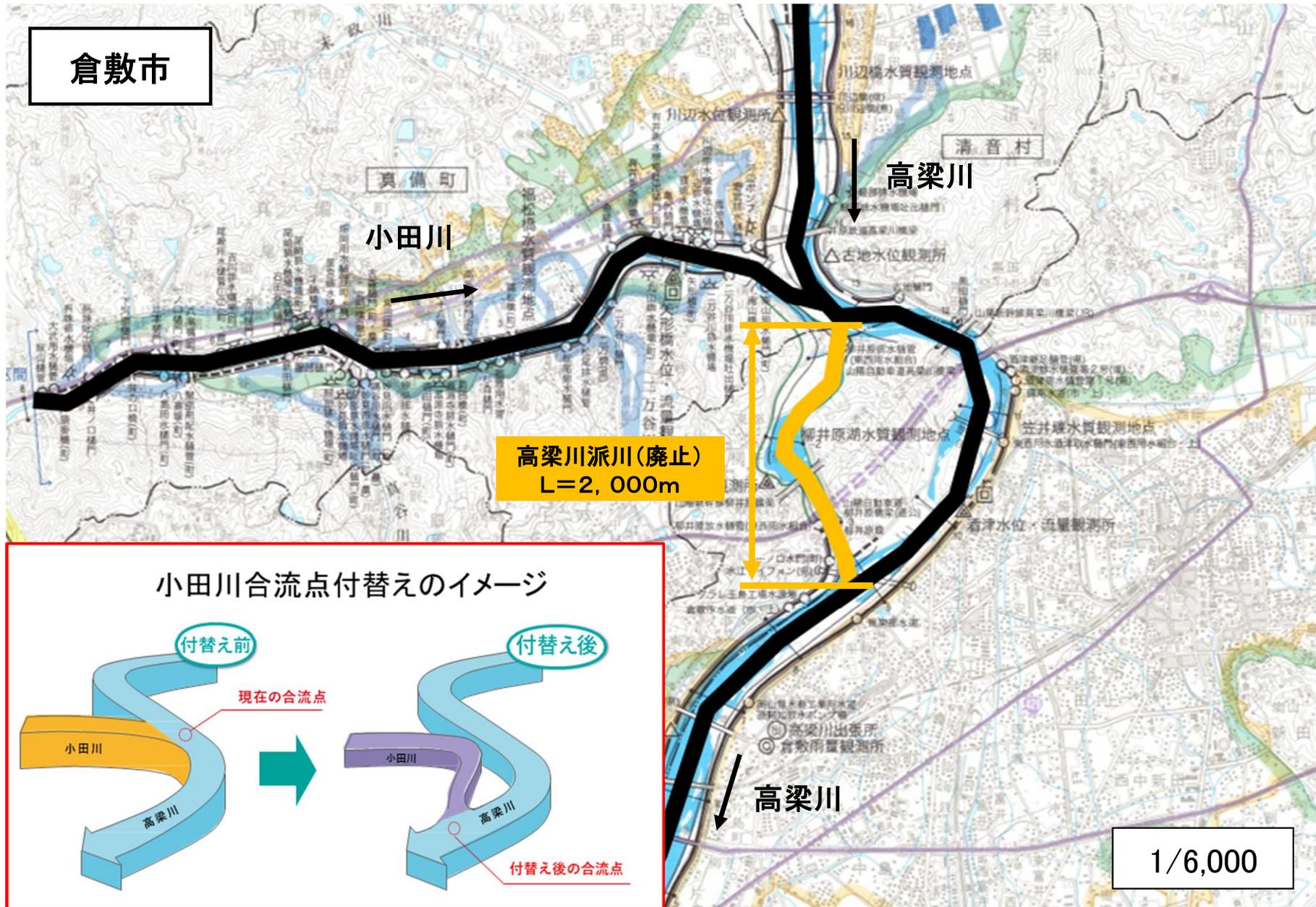
### ～高梁川派川指定等の経緯～

- ・ 昭和45年度 一級河川の指定（新規）
- ・ 平成26年度 小田川合流点付替え事業着手
- ・ 平成30年7月豪雨により浸水被害が発生
- ・ 令和5年度 小田川合流点付替え事業完了
- ・ 令和6年度 一級河川の廃止

# 高梁川水系略図(高梁川派川)



# 高梁川水系高梁川派川 位置図



## ⑤仁淀川水系新日下川放水路

### 河川指定等の概要

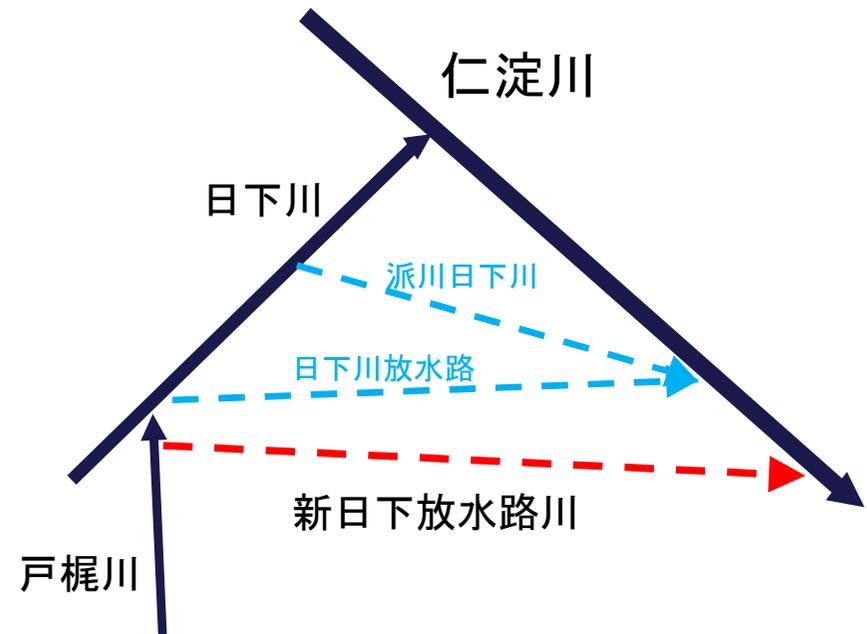
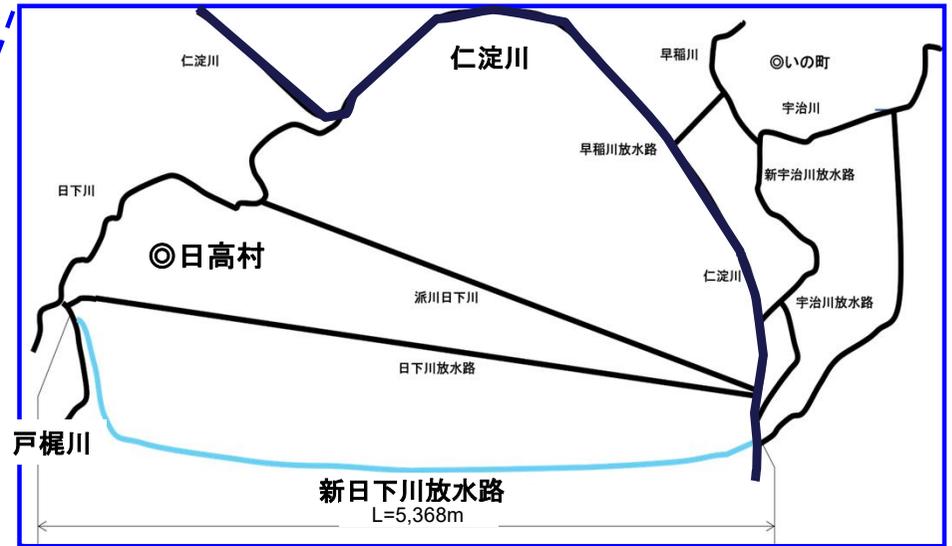
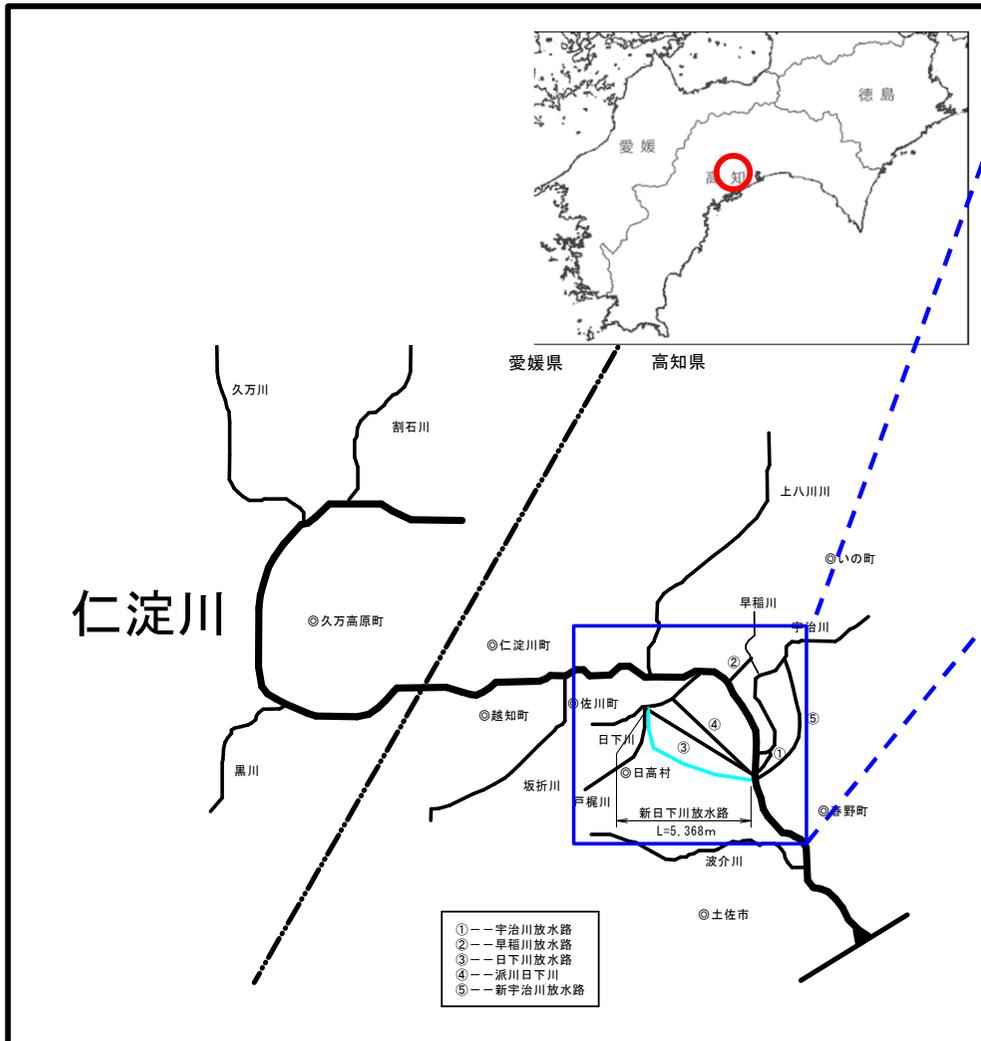
高知県高岡郡日高村などにおいて、平成26年8月に観測史上最大の降雨を記録し、甚大な被害が発生したことから、国、高知県、日高村が連携し、平成30年度より総合的に治水対策を推進する床上浸水対策特別緊急事業に着手している。当該事業のうち、新日下川放水路の整備を国が実施し、令和5年度に放水路が完成したことから、一級河川の指定(新規)を行うものである。

※指定にあたっての考え方:「4. 河川管理施設が存する区間」

#### ～新日下川放水路指定の経緯～

- ・平成26年度 台風12号等により家屋浸水等の被害が発生
- ・平成30年度 床上浸水対策特別緊急事業着手
- ・令和5年度 新日下川放水路完成
- ・令和6年度 一級河川の指定(新規)

# 仁淀川水系略図(新日下川放水路)



# 仁淀川水系新日下川放水路 位置図

